

合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）の一部
改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>（交付の目的）</p> <p>第2 補助金及び交付金は、次に掲げるところにより、「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）に即し、新たな国際環境の下で、合板・製材・集成材等の競争力を高めることに加えて、<u>豊富な資源量を有する森林資源を活用し、建築用木材等の供給力強化を図ることによる海外情勢の影響を受けにくい需給構造の構築</u>を図る取組に対し、支援することを目的とする。</p>	<p>（交付の目的）</p> <p>第2 補助金及び交付金は、次に掲げるところにより、「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）に即し、新たな国際環境の下で、合板・製材・集成材等の競争力を高めることに加えて、<u>今般の木材不足・価格高騰に緊急に対応するため、加工施設の効率化、競争力のある製品への転換、原木供給の低コスト化等を通じた体質強化及び輸出促進等</u>を図る取組に対し、支援することを目的とする。</p>
<p>（1） （略）</p>	<p>（1） （略）</p>
<p>（2） 交付金は、<u>国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業</u>（以下「交付金事業」という。）の実施に必要な経費を交付する。 （削る。） （削る。）</p>	<p>（2） 交付金は、<u>次に掲げる事業</u>（以下「交付金事業」という。）の実施に必要な経費を交付する。 <u>ア 木材産業国際競争力強化対策交付金事業</u> <u>イ 特用林産物生産施設等整備交付金事業</u></p>
<p>（事業実施計画の提出）</p> <p>第5 本要綱に基づき補助事業又は交付金事業（以下「補助事業等」という。）を実施しようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金又は交付金（以下「補助金等」という。）の交付申請前に、林野庁長官が別に定めるところにより<u>供給力・体質強化計画及び当該年度の事業計画</u>（以下「事業実施計画」という。）を作成し、林野庁長官（沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。以下「林野庁長官等」という。）の承認を受けるものとする。</p>	<p>（事業実施計画の提出）</p> <p>第5 本要綱に基づき補助事業又は交付金事業（以下「補助事業等」という。）を実施しようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金又は交付金（以下「補助金等」という。）の交付申請前に、林野庁長官が別に定めるところにより<u>次の各号に掲げる計画</u>（以下「事業実施計画」という。）を作成し、林野庁長官（沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。以下「林野庁長官等」という。）の承認を受けるものとする。</p>
<p>（削る。）</p>	<p><u>（1）合板・製材生産性強化基金活用事業及び木材産業国際競争力強化対策交付金事業</u> <u>ア 体質強化計画</u> <u>イ 当該年度の事業計画</u></p>
<p>（削る。）</p>	<p><u>（2）特用林産物生産施設等整備交付金事業</u> <u>ア 特用林産物輸出促進計画</u> <u>イ 当該年度の事業計画</u></p>
<p>2・3 （略）</p>	<p>2・3 （略）</p>

ホ 航空レーザ計測

① 高性能林業機械等の整備

(削る。)

⑥ コンテナ苗生産基盤施設等の整備
ア コンテナ苗生産基盤施設等整備
イ 普通苗生産基盤施設等整備

3 国内森林資源活用・建築用木材供給力強化対策

(1) 建築用木材供給力強化対策

① 木材加工流通施設整備(供給力強化)

ア 木材加工流通施設
イ ストックヤード整備
ウ 建築用木材供給力強化対策附帯事業

(ア及びイの施設整備導入の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、要員の知識及び技術の習得活動等)

② 高性能林業機械等の整備

(2) 燃油・資材の森林由来資源への転換対策

① 特用林産物省エネルギー化施設等整備

ア 特用林産物生産基盤整備
イ 特用林産物生産施設整備
ウ 特用林産物加工流通施設整備
エ 産地帯活用施設整備
オ 特用林産物対策施設整備

② 木質バイオマスエネルギー転換促進対策

ア 未利用間伐材等活用機械整備
イ 木質バイオマス供給施設整備
ウ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

ホ (略)

① (略)

(削る。)

⑥ (略)

3 (1) ①

都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材卸業者等の組織する団体、地域材を利用する法人及び地方公共団体等の出資する法人その他の都道府県知事が認めるもの。

3 (1) ②

都道府県、市町村、森林整備法人等、運営経営体及び貸付けを行う事業を実施するもの(林業労働力確保支援センター、森林組合連合会その他の都道府県知事が認めるもの。)

(2)

① 都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、地域材を利用する法人及び特認団体(工種ごとの事業実施主体に該当する者(特認団体を除く)のいずれも、議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体又はその他都道府県知事が協議のあった団体をいう。)

② 都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、木材卸業者、民間事業者等

ホ (略)

ア～オ (略)

④ 事業費については定額(1/2以内(沖縄県については2/3以内)で林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。)

ただし、林業用四輪駆動ダンプトラックについては定額(1/4以内(沖縄県については1/2以内)で林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。)

附帯事務費については1/2以内

(削る。)

④ 事業費については定額(1/2以内(沖縄県については2/3以内)で林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。)

附帯事務費については1/2以内

3 (1) ①

事業費については定額(1/2以内(沖縄県については2/3以内)で林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。)

ただし、林業用四輪駆動ダンプトラックについては定額(1/4以内(沖縄県については1/2以内)で林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。)

附帯事務費については1/2以内

3 (1) ②

事業費については定額(1/2以内(沖縄県については2/3以内)で林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。)

ただし、林業用四輪駆動ダンプトラックについては定額(1/4以内(沖縄県については1/2以内)で林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。)

附帯事務費については1/2以内

⑥ 航空レーザ計測

(3) 高性能林業機械等の整備

(4) 造林

① 人工造林
② 下刈り
③ 関係条件整備活動(①又は②と一体的に実施する付帯森林の調査、森林所有者の同意取付け等)

(5) コンテナ苗生産基盤施設等の整備

① コンテナ苗生産基盤施設等整備
② 普通苗生産基盤施設等整備

(新設)

⑥ (略)

(3) (略)

(4) 都道府県、市町村、森林整備法人等及び運営経営体

(5) (略)

⑥～⑧ (略)

(3) 事業費については定額(1/2以内(沖縄県については2/3以内)で林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。)

附帯事務費については1/2以内

(4) 事業費については定額(1/2以内(沖縄県については2/3以内)で林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。)

附帯事務費については1/2以内

(5) 事業費については定額(1/2以内(沖縄県については2/3以内)で林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。)

附帯事務費については1/2以内

(削る。)							<p><u>Ⅲ 木材製品等の輸 出支援対策のうち、特用林産物生 産施設等整備交付 金事業</u></p> <p>(1) 特用林産物生産基盤整備 (2) 特用林産物生産資材導入 (3) 特用林産物生産施設整備 (4) 特用林産物加工流通施設整備 (5) 原床等活用施設整備 (6) 特用林産物販賣対策施設整備 (7) 附帯事業（(1)～(6)の施設 整備等の実施に必要な調査活動、採 種・育苗活動等）</p>	<p>1. 事業費 区分の欄Ⅲの事業内容の欄 (1)～(7)に掲げる事業の 実施に要する経費</p> <p>2. 附帯事務費 (1) 都道府県が区分の欄Ⅲの 経費に係る事業の指導監督 等の実施に要する経費 (2) 市町村が区分の欄Ⅲの経 費に係る事業の実施に関し て、指導監督等に要する経 費に対し、都道府県が交付 する場合における当該交付 に要する経費</p>	<p>都道府県、市町村、森林組 合、生産森林組合、森林組 合連合会、農業者団体会、 農業協同組合連合会、農事 組合法人、林業者等の組織 する団体、地方公共団体等 が出資する法人、地域村を 和出する法人及び特別団体 (工種ごとの事業実施主体に 該当する者（特別団体を除 く。）の有する議決権の合 計が議決権全体の過半を占 める団体又はその都道府県 農林事務所から協議のあった団 体）</p>	<p>事業費については定額 (1/2以内（都道府県について は2/3以内）で都道府県知事 が定めるものとする。）</p> <p>附帯事務費については1/2 以内</p>	
-------	--	--	--	--	--	--	---	---	--	--	--

附 則

1. この通知は、令和4年12月2日から施行するものとする。

2. この通知による改正前の合税・製材・集材材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付金（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施された事業については、なお従前の例による。